

(お知らせ)

令和3年12月20日  
京都市文化市民局  
(文化財保護課075-222-3130)

## 無鄰菴等の指定管理者におけるメール誤送信について

本市施設の無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の指定管理者である植彌加藤造園株式会社（以下「指定管理者」）によるメールの誤送信が判明しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 発生日時

令和3年12月19日（日）午後1時20分頃

#### 2 事案の内容

##### (1) 経過及び概要

- ・ 令和3年12月19日（日）午後1時20分頃、件名「無鄰菴茶道教室門下生 ご登録のご案内」というメールを指定管理者から対象者1名に送信すべきところ、誤って無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅の入場予約やサービス利用を行ったことがある者（約1万9千人）に受信者ごとに本人のメールアドレスのみを表示した形で送信したもの。  
※ 送信直後に受信者からの連絡により送信を中断したため、送信済みは約6千人。（どのメールアドレスに送信したかは特定できず。）
- ・ 直ちに指定管理者から、対象者1名に対して、お詫びの連絡を行うとともに、氏名以外の個人情報漏洩はないことをお伝えしている。
- ・ さらに、12月20日（月）、約1万9千人にもお詫びのメールを送信予定。  
※ 無鄰菴及び岩倉具視幽棲旧宅のHPにおいて、お詫びの文面を掲載済み。

##### (2) 送信した内容

対象者1名の氏名及びその方が茶道教室門下生に登録されたという情報（茶道教室の入会費等の請求金額や請求書を別途メールで送信する旨の記載を含む）

#### 3 原因と対応

人的な事務処理誤りによるものであり、今後、情報管理の再徹底と再発防止に取り組む。